

児童福祉法に基づく指定事務等の松江市への移譲について

平成31年4月より、これまで島根県が行っていた児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の事業者指定の関連事務が中核市である松江市へ移譲される予定です。

これにより、松江市内に所在する指定事業所等、又は、今後、松江市に所在地を置く事業所については、指定関連事務の取り扱いが以下のとおりとなりますので、ご留意の上、必要な手続きを行って下さい。

1. 移譲時期

平成31年4月1日

2. 主な移譲事務

児童福祉法に基づく次の事務

- ① 障害児通所支援事業者の指定に関する事務（指定の更新を含む。）
- ② 障害児通所支援事業者からの変更、廃止、休止、再開等の届け出に関する事務（報酬算定に係るものを含む。）
- ③ 障害児通所支援事業者の指導・監査に関する事務

※児童福祉法に基づく障害児入所支援を行う事業者の指定関連事務は、従来どおり島根県が行います。

3. 各種申請・届出について

■現在島根県から指定を受けている事業所等については、平成31年4月1日以降は松江市が指定しているものとみなすこととなります。

ただし、指定期間は現在の指定期間が満了する日まで有効となります。また、事業所番号の変更はありません。

■手続きは原則必要ありませんが、下記ア～エの場合は手続きが必要となりますので、ご留意ください。

申請関係

【ア. 新規指定申請及び指定更新申請について】

- ① 平成31年4月1日指定（更新）分（申請窓口：島根県、指定：島根県）

新規指定申請については、平成31年1月末日までに島根県へ申請書類を提出していただいております。

- ② 平成31年5月1日指定（更新）分（申請窓口：松江市、指定：松江市）
平成31年2月28日までの間に、松江市へ申請書類を提出してください。
- ③ 平成31年6月1日指定（更新）分以降（申請窓口：松江市、指定：松江市）
指定予定日の2ヵ月前までに、松江市へ申請書類を提出してください。

【問い合わせ等について】

新規指定に関する事前相談や申請書類に関する問い合わせ等は、平成31年3月末日までは島根県で受け付けます。（必要に応じ松江市へ引継ぎます。）

届出関係

【イ. 変更届について】

変更年月日が平成31年4月1日以降のもの（届出窓口：松江市）
平成31年4月1日以降に松江市へ届出書類を提出してください。（変更のあった日から10日以内に提出すること）
また、変更年月日に関わらず、届出日が平成31年4月1日以降になるものについても、松江市へ提出してください。

【問い合わせ等について】

変更届に係る問い合わせ等については平成31年3月末日までは島根県で受け付けます。（必要に応じ松江市へ引継ぎを行います）

特に、事業所の移転や設備構造の変更等に係るものは、必ず事前相談してください。

【ウ. 報酬算定に係る届出について】

算定する単位数が増える場合

- ① 平成31年4月から算定するもの（届出窓口：島根県）
○平成31年3月15日までに島根県へ届出書類を提出してください。
※前年度実績が要件となっている加算等について
届出の時期については別途周知します。なお、届出書類の届出先は松江市となります。
- ② 平成31年5月から算定するもの（届出窓口：松江市）
○平成31年4月1日から15日までの間に、松江市へ届出書類を提出してください。
- ③ 平成31年6月以降に算定するもの（届出窓口：松江市）
○加算を算定する月の前月の15日までに松江市へ届出書類を提出して下さい

い。

加算等が算定されなくなる場合（算定する単位数が減る場合）

○加算等が算定されなくなる（算定する単位数が減るもの）状況が生じた場合は速やかに届出を行ってください。

- ・算定されなくなる状況の発生日が平成31年3月末日までの場合
⇒島根県へ届出をして下さい。
- ・算定されなくなる状況の発生日が平成31年4月1日以降
⇒松江市へ届出をして下さい。

福祉・介護職員処遇改善加算について

- ① 平成31年度当該加算を算定する場合（届出窓口：松江市）
平成31年4月15日までに、松江市へ処遇改善計画書を提出してください。
- ② 平成30年度当該加算を算定した場合（届出窓口：松江市）
平成31年7月末日までに、松江市へ処遇改善実績報告書を提出してください。（複数の事業所を運営し松江市外にも事業所を有する事業者については、該当する所轄庁への提出も必要になります。）

【問い合わせ等について】

加算の算定要件等に関する問い合わせ等は、平成31年3月末日までは島根県で受付けます。（必要に応じて松江市へ引継ぎを行います）

【エ. 平成31年4月1日以降に松江市から県内の他市町村へ事業所を移転する場合等について】

- ① 松江市から県内の他市町村に事業所を移転する場合
所轄庁が松江市から島根県に変更となります。
⇒松江市に廃止届を提出し、島根県に新規指定申請を行ってください。
- ② 県内の他の市町村から松江市に事業所を移転する場合
所轄庁が島根県から松江市に変更となります。
⇒島根県に廃止届を提出し、松江市に新規指定申請を行ってください。

【問い合わせ等について】

※上記手続きを行う場合は、事前に島根県又は松江市へご連絡ください。

中核市移行に伴う各種申請・届出について

【指定(更新)申請】

	指定(更新)年月日		
	H31.4.1	H31.5.1	H31.6.1～
申請窓口	島根県	松江市	松江市
提出期限	H31.1.31まで	H31.2.28まで	指定(更新)日の2か月前まで

【変更届】

	変更年月日
	H31.4.1～
届出窓口	松江市
提出期限	変更日から10日以内

※変更年月日に関わらず、届出日が4月1日以降の場合、窓口は松江市になります。

【報酬算定に係る届出】

○報酬算定額が増の場合

	算定年月日		
	H31.4	H31.5	H31.6～
届出窓口	島根県	松江市	松江市
提出期限	H31.3.15まで	H31.4.1～H31.4.15	算定開始月の前月15日まで

※前年度実績を要件とする場合は4月中に松江市へ提出してください。

○報酬算定額が減の場合

	報酬減となる要因の発生年月日
	H31.4.1～
届出窓口	松江市
提出き	報酬減となる要因の発生後速やかに

○処遇改善加算

・H31計画書 (H31.4～算定する場合)

届出窓口	松江市
提出期限	H31.4.15まで

・H30実績報告

報告窓口	松江市
提出期限	H31.7.31まで

※複数の事業所を運営し松江市外にも事業所を有する事業者については、該当する所轄庁への提出も必要となります。